

2023年

11月号

# 社労士事務所 Ripples 事務所レポート

**TOPIX** **準備できていますか？アルコールチェック義務化と社内整備**

テーマ① 2023年12月1日からアルコール検知器を用いたアルコールチェック義務化  
 テーマ② アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認・記録方法  
 テーマ③ 自動車管理規程の作成ポイント

連絡先：〒416-0948 静岡県富士市森島 260-19 TEL:0545-67-6112 FAX:0545-67-6113 E-mail:sazanami330@gmail.com

令和5（2023）年12月1日から、安全運転管理者による運転前後の運転者のアルコールチェックに“アルコール検知器を用いる”ことが義務化されます。一定台数以上の自家用自動車（白ナンバー車）を使用する企業が対象となっており、営業車や送迎用のマイクロバスなどを使用する企業では対応が必要になります。

そこで11月号では、2023年12月改正の内容の再確認のほか、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認・記録方法や「自動車管理規程」を作成するうえでのポイントなどについてご説明いたします。

## テーマ① 2023年12月1日からアルコール検知器を用いたアルコールチェック義務化

当初、2022年10月から施行予定だった「アルコール検知器を用いたアルコールチェック義務化」。アルコール検知器の不足のため同年9月に延期が発表され、実施時期は未定とされていましたが、2023年8月にアルコール検知器を用いたアルコールチェックの実施は「2023年12月1日から義務化される」と警察庁から発表されました。

そこで、テーマ①では、12月からいよいよ義務化される「アルコール検知器を用いたアルコールチェックの実施」について概要をご説明いたします。

### ■再確認！安全運転管理者に追加された新たな業務

2022年5月号「自動車を使用している企業はチェック！道路交通法改正」でもご説明させていただきましたが、2021年11月に公布された「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」により、自家用自動車を一定台数以上、業務で使用する事業所ごとに選任する必要の

ある安全運転管理者に、運転の前後に、運転者に対して酒気帯びの有無の確認を行うなど新たな業務が追加されました。

### 【2022年4月から施行】

⇒運転の前後に目視等（※）による酒気帯びの有無の確認及び1年間の記録の保存。

※具体的には、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認。

### 【2023年12月から施行】

⇒正常に機能するアルコール検知器を常備し、アルコール検知器を使用して酒気帯びの有無の確認を行うこと。

	2022年4月～	2023年12月～
運転前後に目視で酒気帯び確認	義務化	
酒気帯び有無の記録を1年間保持		
アルコール検知器を使用して確認	義務化	
アルコール検知器の常時保持		

### ■再確認！アルコールチェック義務化の対象企業は？

アルコールチェック義務化の対象企業を再確認しておきましょう。

- ・乗車定員11人以上の自家用自動車（いわゆるマイクロバス等）が1台以上ある
- または
- ・それ以外の自家用自動車（トラック、普通自動車、軽

自動車、バイク等)が5台以上ある

なお、オートバイ(※原動機付き自転車を除く)は0.5台と換算します。台数については、それぞれ1事業所あたりで見えていきます。

以上、2023年12月1日から実施されるアルコール検知器を用いたアルコールチェック義務化についてご説明いたしました。テーマ②では、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認・記録方法について具体的に説明いたします。

## テーマ② アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認・記録方法

12月からいよいよアルコール検知器を用いたアルコールチェックの実施が始まります。テーマ②では、アルコール検知器の使用・管理・保守方法や、アルコールチェックを行うタイミング・方法、記録についてご説明いたします。

### ■アルコール検知器の使用・管理・保守方法

酒気帯びの有無の確認に使用するアルコール検知器について「呼吸中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する検知器」と国家公安委員会によって定められています。なお、実際に使用するものについては、数値で示すもののほか、赤、黄、緑などのランプで表示するものや、自動車に備え付けられたアルコール検知器(アルコールインターロック装置)でも問題ありません。

アルコール検知器は、営業所ごとに備えることを基本とします。遠隔地で乗務を終了または開始する場合には、運転者に携帯型のアルコール検知器を携行させる必要があります。

また、アルコール検知器を故障がない状態で保持しておくために、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理及び保守するようにしましょう。くわえて以下のとおり適宜確認します(※確認のみで問題なく、記録に残す必要はありません)。

### 【毎日確認】

- ・電源が確実に入る
- ・損傷がない

### 【少なくとも週一回以上】

- ・酒気を帯びていない者がアルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しない
- ・アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものを、口内に噴霧したうえでアルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知する

### ■アルコールチェックを行うタイミング

テーマ①でご説明したとおり、アルコールチェックを行うタイミングは“運転の前後”とされていますが、実際の運用としては、必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時、及び終了後や退勤時に行うことで十分です。

### ■アルコールチェックの方法

12月からは、アルコールチェックを実施する際は「目視等で確認」及び「アルコール検知器を用いて確認」の2つの方法で行う必要があります。

まず、「目視等で確認」とは運転者の顔色、呼吸の臭い、応答の声の調子等で確認することをいいます。くわえて、「アルコール検知器を用いて確認」する際は、酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認します。

チェックは対面が原則ですが、直行直帰の場合など対面での実施が難しい場合は、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどしたうえで、

① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法

② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法

などの対面によるチェックと同様とみなせる方法でも問題ありません。

### ■酒気帯び確認の内容の記録について

運転前後に酒気帯び確認を行い、以下の事項について記録します。

- ①確認者名
- ②運転者
- ③運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④確認の日時
- ⑤確認の方法
  - ア アルコール検知器の使用の有無
  - イ 対面でない場合は具体的方法
- ⑥酒気帯びの有無
- ⑦指示事項
- ⑧その他必要な事項

記録する媒体や書類形式に法定様式はなく、文書による記録、電磁記録での保存どちらでも構いません（※併用可）。記録については1年間保存する必要があります。

以上、テーマ②ではアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認・記録方法について具体的にご説明いたしました。テーマ③では、テーマ①、②の内容をふまえて「自動車管理規程」の作成ポイントについてご説明いたします。

## テーマ③ 自動車管理規程の作成ポイント

多くの企業にとって社有車はなくてはならないものとなっていますが、使用にあたっては交通事故に遭う可能性などがあることから当然のごとくリスクがあります。企業のリスク管理の側面、道路交通法に則った社有車の管理の側面からも「自動車管理規程」を作成しておくことは非常に重要です。そこでテーマ③では、自動車管理規程の作成ポイントについてご説明いたします。

### ■自動車管理規程を作成する意味・重要性

社員が業務中に使う自動車について企業が定めたルールである「自動車管理規程」。なぜ、この規程を作成することが重要なのでしょうか。

一つは「道路交通法」において、企業に対し、社有車

の運用について様々な規則を課しているからです。今回のアルコール検知器を用いたアルコールチェック義務化も、道路交通法の改正によるものです。

二つ目は「民法 715 条」において「使用者等の責任」が定められており、社員が業務中に第三者に損害を与えた場合（主に物損事故）、該当の社員のみならず使用者に対しても賠償の責任を負うと定められているからです。なお、社員が人身事故を起こした場合には、運行供用者責任（自賠法3条）により、やはり、使用者にも損害を賠償する責任があると定められています。その責任の範囲は、民法の使用責任よりもかなり広い範囲であるとされています。

ただし、自動車管理規程を定め、自動車の運行について細心の注意を払い、かつ常日頃から社員に注意喚起を行うなどし、それを証明できた場合には、賠償責任が及ばないケースもあります。このことから、自動車管理規程があるかないかでは、企業側が払う賠償額に大きな差を生み出す可能性があります。

### ■自動車管理規程の作成ポイント8つ

自動車管理規程を作成するにあたり、必ず押さえておきたい重要ポイントをご説明いたします。

- ポイント1：関係する用語を定義する
- ポイント2：「責任者」の役割を明確にする
- ポイント3：安全運転管理者等の選任・解任、監視義務、法定業務などを明記する
- ポイント4：会社独自の「自動車の使用規制」「マイカー使用」について定める
- ポイント5：「自動車の条件」を定める
- ポイント6：「自動車管理台帳」に記載する
- ポイント7：運転者に対する「禁止事項」「遵守事項」を定める
- ポイント8：「事故発生時の報告等」を定める

以下より詳しく解説します。

#### ポイント1：関係する用語を定義する

まず初めに、規程が適用される事物の範囲を明確にしておくことが重要となります。例えば、「従業員」「自動車」「安全運転管理」「自動車管理」「安全運転管理者等」「社有車」「運転者」などの用語です。これらのワードを明確に定義しておかないと後々トラブルになる可能性が

あります。

## ポイント2：「責任者」の役割を明確にする

規程の実効性を高めるには、自動車管理の担当部署と責任者を明確にするのがベターです。この場合、日常的な管理については「総務部長」が最終責任を持つことで問題ありませんが、重大な事故等の対応については、「社長（トップ）」の最終判断・決定が必要となります。全社的に対応することを明確にしておきましょう。

## ポイント3：安全運転管理者等の選任・解任、監視義務、法定業務などを明記する

安全運転管理者等の選任・解任については道路交通法によって企業に課される規則の一つのため、自動車管理規程に必ず盛り込みます。社員が無免許運転や飲酒運転、過労運転など“安全運転の妨げとなるような行為”を行わないように安全運転管理者に監視権限を与え、常に監視をさせます。安全運転管理者の法定業務についてもしっかり明記します。

## ポイント4：会社独自の「自動車の使用規制」「マイカー使用」について定める

自動車の事故が起きてしまった場合、会社が責任を問われるリスクを排除するために業務で使用すべき社有車の私的利用を禁止します。くわえて、会社独自の社有車の使用規制も定めます。特に注意する必要があるのが、社有車で自宅に直帰すること（自宅への持ち帰り）です。

なお、「マイカーの使用」についても、通勤使用を認めるときのみ許可制にするなど、社内ルールを定めます。

## ポイント5：「自動車の条件」を定める

事故を防止し、また、事故が起こった場合のリスクに対する対応策として、“一定の条件”に適合しない自動車は運転してはならない旨も定めましょう。“一定の条件”とは具体的に言うと、「故障や整備不良箇所がない」「車検証が有効期限内にある」「強制保険に加入している」「任意保険で対人・対物ともに無制限の補償を受けている」などです。

## ポイント6：「自動車管理台帳」に記載する

社有車を管理するために必要とされる「自動車管理台帳」。マイカー含めて台帳に型式、登録番号、点検日、保

険などの項目を記載します。規程の管理対象を明確にするとともに、自動車管理を一貫して行えるようにします。

## ポイント7：運転者に対する「禁止事項」「遵守事項」を定める

運転者には交通ルールを守り、無事故無違反の安全運転を実践してもらう必要があるため、無免許や酒気帯び運転などの「禁止事項」を明記します。くわえて、道交法に定められている違反（例：泥はね運転、幼児等通行妨害など）をしないように「遵守事項」も定めます。

## ポイント8：「事故発生時の報告等」を定める

万一、事故が起きてしまった場合の対応方法についても規程に定めましょう。事故報告や事故処理、損害賠償の請求などです。

以上、自動車管理規程の作成ポイントについてご説明いたしました。万一、事故が起きてしまった場合にも、企業が管理責任を果たしているという根拠になるのが「自動車管理規程」です。上記のポイントをふまえながら自社に即した形で自動車管理規程の作成・整備をされることをお勧めします。ご不明な点などございましたら、お気軽にお問合せください。

### 事務所からの一言

弊所では、日本法令ブランドの「運転者アルコールチェック点呼記録簿」を取り扱っております。A4サイズの手書き書式なのでわかりやすく記入保管すれば簡単に運用できます。50枚1セット価格は660円です。お問合せ、サンプルのご希望はお気軽に弊所まで。 (芦原)



社会保険労務士事務所 Ripples(りぷるす)

社会保険労務士 芦原百合子

〒416-0948

静岡県富士市森島 260-19

TEL 0545-67-6112

FAX 0545-67-6113

Mail sazanami330@gmail.com

HP <https://www.sr-ripples.com/>